練馬区立光が丘第一中学校PTA規約

１．名称及び所在地

本会は、「練馬区立光が丘第一中学校ＰＴＡ」と称する。

本会は、練馬区光が丘６－５－１　練馬区立光が丘第一中学校内に置く。

２．会　員

本会は、本校生徒の保護者と教職員で組織する。

３．目　的

本会は、保護者と教職員が協力して学校と家庭と地域との連携を取り、生徒の健全育成を図るとともに、会員相互の親睦を深め、教養を高めるための諸活動を行う。

４．方　針

本会は、特定の政党・宗教に偏ることなく又営利を目的とする行為は行わない。

５．委　員

各学年から、本部役員、校外委員、広報委員~~を選出し、学年学級委員は、各クラスから選出する~~。

→、学年委員を選出することができる。

選出する人数は、本部役員会に一任する。

６．組　織

本会に、次の組織を置く。

（イ）総会　（ロ）本部役員会　（ハ）運営委員会　（ニ）会計監査

７．総　会

（１）総会は、全会員をもって組織される本会の最高議決機関である。

（２）総会は、定期総会及び臨時総会とし、会員の出席又は書面をもって行うものとする。

（３）定期総会は、年１回開催し、次の事項について審議する。

①　前年度の活動報告及び決算報告　②　新年度の活動計画案及び活動予算案

③　新役員及び会計監査の承認　④　その他必要事項

（４）臨時総会は、運営委員会で必要と認めたとき、又は会員の３分の２以上の要求があったとき開催する。

（５）総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む。）又は書面回答をもって成立し、議決は出席者又は書面回答の過半数の同意を必要とする。

８．本部役員会

本部役員会は、下記の役員により構成され、必要に応じて会を開くことができる。

会長、副会長（うち１名は副校長）、書記、会計

会長に支障がある時は、副会長が代行を務める。また、会長選出されない場合は副会長複数名が会務を分担し運営する。

９．運営委員会

（１）運営委員会は、役員、各専門委員会の委員長、副委員長、委員、及び教職員によって構成し、日常活動の推進とその他必要事項を審議決定する。

（２）運営委員会は、構成員の求めに応じ適時開催する。

（３）「運営委員会だより」を通じて会員にその報告をする。

10. 専門委員会

本会は、~~学年学級委員会~~→学年委員会、広報委員会、校外委員会を置くことができる。

各委員会から委員長、副委員長を互選し、教職員を顧問に置き、必要に応じて委員会を開くことができる。

（１）~~学年学級委員会は、学年学級間~~の連絡を密に、活動の円滑化を図る。

→学年委員会は学年間

（２）広報委員会は、ＰＴＡ活動及び会員相互の意見交換等の広報活動を行う。

（３）校外委員会は、学校、家庭、地域と協力し生徒の健全育成を図るための諸活動を行う。

（４）その他　各委員は適宜必要に応じて活動をする。

11. 会計監査

（１）会計監査は、一般会員の中から３名を選出し、うち１名は教職員とする。

（２）会計監査は、当該年度の会計を監査し、総会で報告する。

12. 会　費

（１）本会の会費は、一世帯年額 1,000 円とする。

（２）転入等で途中入会の場合は、月 100 円とし、月割で計算する。ただし上限は 1,000 円とする。

13. 慶弔規定

（１）生徒、保護者、教職員及びその配偶者の不幸に弔意を表す。金額は 5,000 円とする。

（２）上記以外の場合は、本部役員会又は運営委員会にてそのつど協議する。

14. 渉外費

（１）本校及び関連小・中学校の周年行事に祝意を表す。金額は 3,000 円とする。

（２）上記以外の場合は、運営委員会にてそのつど協議する。

15. 規約の改廃

本規約を改廃するときは、総会の議決を必要とする。

16. 付　則

本規約は、昭和６０年４月１日から実施する。

本規約は、昭和６１年４月１日から改正実施する。

本規約は、昭和６２年４月１日から改正実施する。

本規約は、昭和６３年４月１日から改正実施する。

本規約は、平成元年４月１日から改正実施する。

本規約は、平成９年４月１日から改正実施する。

本規約は、平成１０年４月１日から改正実施する。

本規約は、平成１３年６月１日から追記実施する。

本規約は、平成１６年５月１４日から改正実施する。

本規約は、平成１７年５月６日から改正実施する。

本規約は、平成１８年５月８日から改正実施する。

本規約は、平成２５年５月９日から改正実施する。

本規約は、平成２７年４月３０日から改正実施する。

本規約は、平成３０年５月７日から改正実施する。

（令和３年４月１９日字句修正）

＜参考資料＞
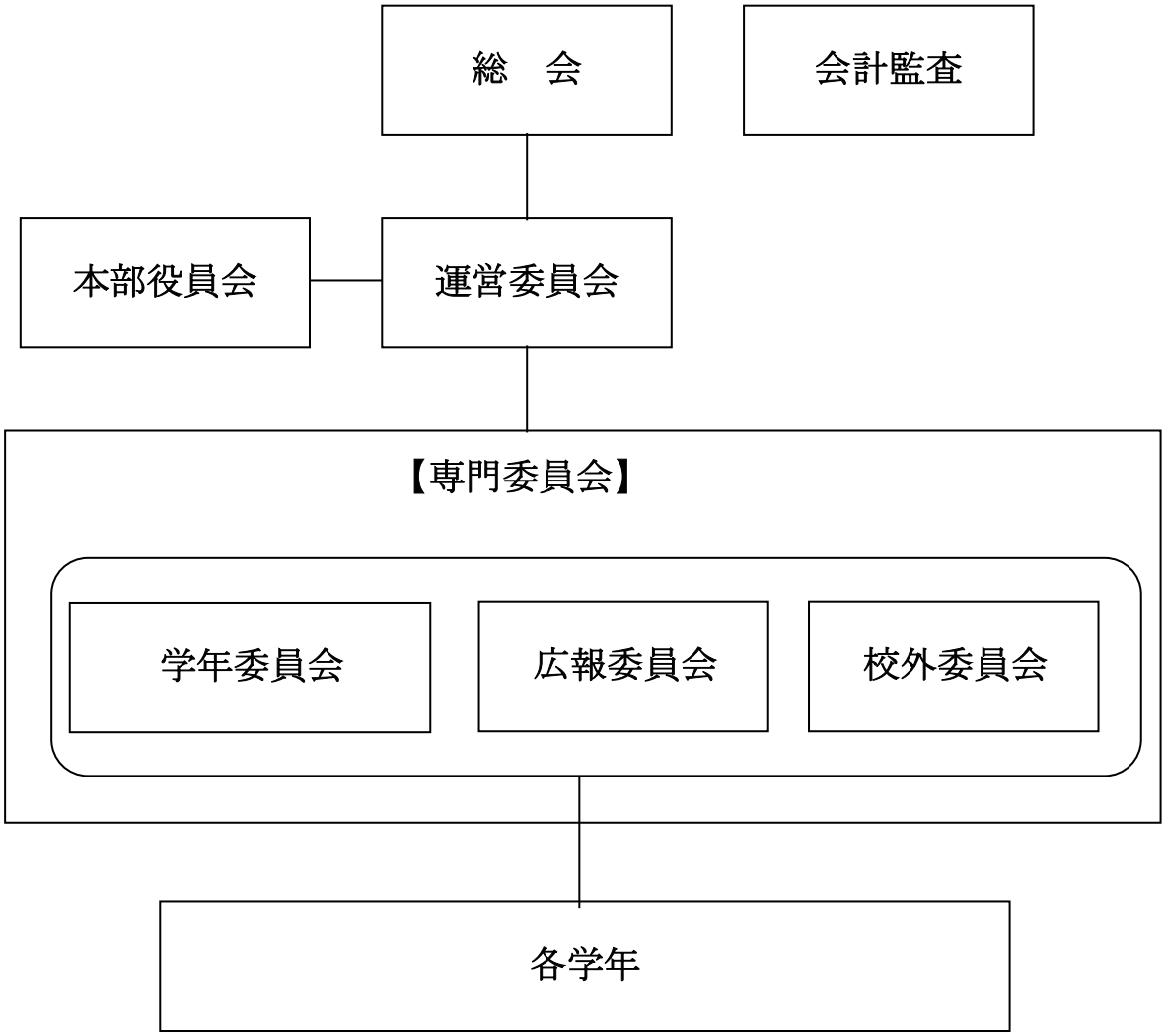
練馬区立光が丘第一中学校ＰＴＡ組織図